

ほうじん さかけこ



発行所  
酒田市中町二丁目4番1号  
社団法人 酒田法人会  
TEL 26-4772  
FAX 26-4788

謹賀新年

平成18年 元旦



黒森歌舞伎 式三番叟 五十嵐 弘氏 写真

● あたらしい時代の経営者へ 法人会 ●

社団法人 酒田 法 人 会

# 新年のご挨拶



社団法人酒田法人会

会長 前田直己

謹んで新年を寿ぎ、お喜び申し上げます。

一市三町が合併し新「酒田市」となつて、初めての新年を迎えました。顧みますと昨年は、選挙の多い一年でした。年初の知事選を皮切りに、郵政改革の是非を問う衆院選、そして合併に伴う市長・市議選と続きました。選良はじめ首長・議員の皆さんには、治世の舵取り役を付託した訳ですから、相応の期待に応えて頂きたいと願っております。

また、皆さんのご協力のもと開催されました「税を考える週間」に因む講演会では、ブルドックソースの池田章子社長を、講師にお迎えすることができました。当地のご出身で、全国ブランドの食品メーカーのトップに上り詰めた女史の、見識と人柄を訪佛とさせる誠に有意義なお話でした。『私たちは新時代にふさわしい商品を提供することで、お客様に「幸福感」を味わっていただきたいと願っています。』と、講師は繰り返し述べておられました。講演を拝聴し、物やサービスを商う者にとって如何に「顧客の満足」が大切なかを、改めて思い知らされた次第であります。

明けて平成十八年、小泉改革の最終仕上げともいうべき財政再建、殊に税制改革の本格論議が活発化するなかでの年明けになりました。順調に回復しつつある景気と報じられていますが、改革の柱である「中央から地方へ」の観点からすると、まだまだのようです。こうした現状を打破すべく、今年も会員相互に連携をとり、研鑽に務め、前向きに行動していこうではありませんか。

新春にあたって、会員各位のお仕事のご繁栄と、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。



酒田税務署長 鳴海建造

新年明けましておめでとうございます。

酒田法人会におかれましては、前田会長様はじめ会員の皆様方より、税務行政の円滑な運営につきまして、平素から深いご理解とご協力を賜り、この紙上をお借りいたしました。厚くお礼を申し上げます。

また年頭に当り、平成十八年が社団法人酒田法人会の皆様にとりまして、喜ばしい年であることを、ご祈念申し上げます。

さて昨年は、皇室において、紀宮清子様ののみちみが十一月十五日に黒田慶樹様くろだけむきとご成婚されるといふ慶事、また野球では千葉ロッテマリーンズが三十一年ぶりの優勝という快挙等、歴史に新たなページを加える事柄がございまして、日本中大きな喜びと歓声に包まれたところでございます。

一方日本の財政は、国及び地方の長期債務が七百兆円を越す残高に上り、決して楽観視できない現状にあります。私も、少子・高齢化の進む現状の中で、次代への責任を担い、明るい明日を作り上げるため、現在の財政の状況から課題・目標を考え、より良い健全な日本にするために少しでもお役に立ちたいと希望しているところでございますが、これらの課題は税務当局のみの問題として捉えるのではなく、国民の皆様全員で捉え考えていくことが重要だと思っております。

また、これらの大きな問題から税制、身近な経済・経営につきまして、酒田法人会の皆様方の、より一層のご理解とご協力と叡智を賜りますことは私どもの大きな力となり、将来を見据えた財政のあり方に役立つものと、大いに期待しているところでございます。

最後になりましたが、酒田法人会の益々のご発展と、会員皆様方のご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。





社団法人酒田法人会 女性部会  
部長 熊谷孝子

新年あけましておめでとございます

設立十三年目に当り、県内では二番目に産声をあげたとはいえ、まだまだ若い芽の女性部会は諸先輩のきずきあげてまいりました土台をもとに基本なる良き経営者をめざすとともに、今年度は社会貢献の一環として小学生に税の勉強会に各校をおたずねし授業として取りあげて頂き、税の正しい認識と国民の義務とをわきまえる大人として成長するような運動を地道につづけながら、労働することの尊さ、学ぶことの大切さ、必要性を啓蒙して、ニートといわれる人達をつくつた大人達も責任が多いにあることであり、ましてや少子化現象が加速し健全なる社会に教育的にも経済的にも破綻をきたすことは目にみえる状態であることを認識し活動しなければと考えております。

又、今以上の税の負担に大いなる意見が言えることも、この会あつてのことではないかと思えます。この存在感が原動力となり、様々の社会貢献に連なる糸口であると信じております。良き仲間との親睦、おのの研鑽が地域へのたしかな足跡をつくつていくことと確信しております。経済環境もこの地においては回復の状態までもいつておらず、北前船が酒田湊を盛んに行き来していた頃のように、商売繁盛の賑いのかけ声が街々の商家の店頭にひびき渡るような正月の風景をつくれるように願ひまして、親会のご指導、皆様方のご支援ご協力お願い申し上げます。女性部会は新生酒田市の発展の一翼になるべく資質の向上につとめ、なお一層のよりよい発展のため、明るく共に行動し信頼を深めつつ前進することを目標としていきたいと思ひます。

よろしくお願ひ申し上げ、書面にてごあいさつとさせていただきます。



社団法人酒田法人会 青年部会  
部長 梅田光隆

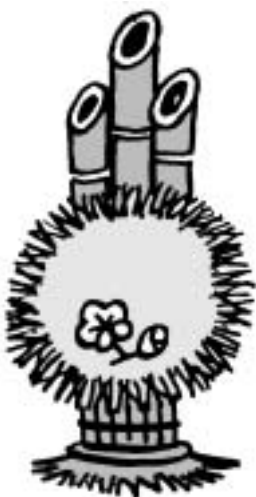
新年明けましておめでとございます。

平成十八年の新春を迎え、当青年部会も本年設立十三年目を迎えることが出来ました。これも今日までご指導を頂きそして、我々を支えて頂きました諸先輩はじめ、関係各位皆様のおかげと心より厚く感謝を申し上げます。

さて、私の任期もあとわずかとなりましたが、とにかく、楽しくためになる青年部会活動を目標に、社会貢献委員会を中心に五つの委員会組織で今日まで活動をして参りました。これからも、残り少ない事業を通じ、参加することにより税への関わり方や、会員同志が横の連携などをさらに深めて行けたらと、願つております。

そこで、二年前に前田会長より、貴重なご助言を頂きました北庄内において、様々な分野で功績を残された方々を、「先人を識り、明日を学ぶ」と題し、この春に冊子を刊行します。当青年部会の社会貢献事業として、将来の地域を担う子供たちの、学校での授業やPTA活動、そして、郷土を愛する多くの人達に読まれ、ふるさとの歴史を知るきっかけになればと思ひます。

皆様におかれましては、今後益々のご指導を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



100年  
ぶりの  
大改正!

中小企業のための

●公認会計士・中小企業診断士・不動産鑑定士 土屋晴行

# 新会社法のポイント

会社に関して規定する  
商法・有限会社法が、新  
しく「会社法」として一  
本化され、平成十八年四  
月から施行される。

今回の改正は、会社法  
制の現代語化の作業に合  
わせ、会社に係る諸制度  
間の規律の不均衡の是正  
等を行うとともに、最近  
の社会情勢の変化に対応  
するための各種制度の見  
直し等、「会社法制の現  
代化」にふさわしい内容  
の実質的な改正を行うも  
のである。

ここでは、一般的な中  
小企業である株式譲渡制  
限会社を前提に、今回の  
会社法改正が中小企業に  
どのような影響を与える  
のか考察してみよう。

## 1 有限会社制度の 廃止

現行の株式会社と有限会  
社の両会社類型について、  
これらを統合し、株式会社  
に一本化して規律するもの  
とされた。

つまり、有限会社制度は、  
平成十八年三月三十一日を  
もって廃止され、平成十八  
年四月一日以降は、有限会  
社を設立できなくなる。

現行の有限会社法に基づ  
き設立された有限会社につ  
いては、会社法施行後も引  
き続き従前の有限会社のま  
ま存続することもできるが、  
株式会社に移行することも  
できる。

現行の有限会社が有限会  
社のまま存続するか、株式  
会社に移行するかを判断す  
るに当たっては、以下のよ

うな点がポイントとなる。

①有限会社よりも株式会  
社の方が一般的に社会  
的信用があるため、取  
引に当たって、有利に  
働くことが多いこと

②有限会社の取締役は任  
期なしであるが、株式  
会社の取締役の任期は  
一〇年である。そのた  
め、株式会社に移行す  
ると、一〇年ごとに役  
員変更の登記をする必  
要があり、そのたびに  
登記の費用がかかるこ  
と

## 2 最低資本金制度の 廃止

現在、株式会社の最低資  
本金は一千万円、有限会社  
の最低資本金は三〇〇万円  
とされているが、この最低

資本金制度は平成十八年三  
月三十一日をもって廃止さ  
れる。つまり、平成十八年  
四月一日以降は、資本金が  
一円でも、株式会社が設立  
できるようになる。

そのため、資本金が一十  
万円に満たない有限会社で  
も、平成十八年四月一日以  
降は、そのまま株式会社に  
移行できるわけである。

## 3 取締役と 監査役の員数

現在、有限会社は取締役  
一人だけでもよいことになっ  
ているが、株式会社は取締  
役三人、監査役一人と、最  
低でも四人の役員が必要に  
なっている。

そのため、株式会社を設  
立するためには、本人以外  
にその他三人の名義が必要

であった。

平成十八年四月一日以降  
は、取締役一人だけの株式  
会社の設立が可能になった。  
したがって、自分一人だけ  
の名前で株式会社を設立で  
きるようになる。

## 4 取締役の任期

現在、有限会社の取締役  
の任期はないものの、株式  
会社の取締役の任期は二年  
とされている。そのため、  
二年に一度、役員変更の登  
記が必要となり、そのたび  
に登記のための諸費用がか  
かっていた。

平成十八年四月一日以降  
は、株式会社の取締役の任  
期を、定款で、最長選任後  
一〇年以内の最終の決算期  
に関する定時総会の終結の



中小会社に関する改正項目《まとめ》

項 目	改正前	改正後
最低資本金	【株】1000万円以上 【有】300万円以上	制限なし
会社の機関設計	【株】株主総会+取締役会+監査役 【有】社員総会+取締役	株主総会+取締役1名
取締役の数と任期	【株】3人以上、任期2年 【有】1人以上、任期なし	1人以上、任期は最長10年まで延ばせる
監査役の数と任期	【株】1人以上、任期4年 【有】設置しなくてもよい	設置しなくてもよい
会計参与	(新設)	すべての会社に、任意で設置が可能 資格…公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人のみに限る 職務…取締役、執行役と共同して計算書類を作成・保存、株主総会における説明義務あり 登記…設置した旨、会計参与名は登記事項
同一商号類似商号	使用禁止	使用可能

時まで伸長することができるとされた。  
したがって、役員変更の登記のための諸費用の節約が可能となった。  
もともと、現行の有限会社と比べてみると、任期なしから任期一〇年と任期が短くなるわけであり、この点が有限会社のまま存続すべきか、株式会社に移行すべきかの判断のポイントになる。

5 会計参与

平成十八年四月一日から、会計参与という会社の機関が新設される。この概要は、次のとおりである。  
(1) 会計参与の設置  
株式会社は、定款で会計参与を設置する旨を定めることができるものとする。  
(2) 会計参与の資格・選任等  
① 資格……会計参与は、公認会計士(監査法人を含む)または税理士(税理士法人

を含む)でなければならぬ  
② 兼任禁止……会計参与は、株式会社またはその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人または支配人その他の使用人を兼ねることができないものとする  
③ 選任方法等……会計参与は、株主総会で選任し、その任期・報酬等については取締役と同様の規律に従うものとする  
(3) 会計参与の職務等  
① 計算書類の作成……会計参与は、取締役・執行役と共同して、計算書類を作成するものとする  
② 株主総会における説明義務……会計参与は、株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければならないものとする  
③ 計算書類の保存……会計参与は、会社の保存以外に自分自身で、計算書類を5年間保存しなければならないものとする  
④ 計算書類の開示……株主

及び株式会社の債権者は、会計参与に対して、計算書類の閲覧等を請求することができるものとする  
⑤ その他……会計参与は、①から④までに掲げるもののほか、計算書類の作成等に必要な権限を有するものとする  
(4) 会計参与の責任……会計参与の会社・第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律を適用するものとし、株式会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象とするものとする  
(5) 会計参与の登記……会計参与を設置した旨及び当該会計参与の氏名または名称を登記事項とするものとする  
現在でも中小企業の多くは、計算書類の作成を顧問税理士に依頼しているが、これは会社外部に計算書類の作成を委託しているにすぎない。  
顧問税理士が会計参与になれば、会社の役員の一

として、計算書類の作成に直接従事することになるわけである。  
顧問税理士が会計参与に就任しなくても、計算書類の作成方法は、基本的に変わらない。しかし、会計参与に就任すれば、顧問税理士としての責任は重くなるし、また逆に会社外部、たとえば金融機関などからの計算書類の信頼性は高まることになる。  
6 同一商号・類似商号の使用禁止規定の廃止  
現行では、同一商号と、これとほとんど判断できない商号を、同じ市町村内に同種の営業を旨とした他者が登記することはできない。  
この規定が、平成十八年三月三十一日をもって廃止される。したがって、平成十八年四月一日以降は、かに同一商号・類似商号であっても、自由に商号を登記することができるようになる。

# 税を考える週間

## 記念講演



講演する池田社長



十一月二十五日(金)酒田市総合文化センターに於いて「税を考える週間」記念講演会が法

人会員・一般市民五百名の参加を得て税に対する認識と法人会

の理解を一層深めていただくために、ブルドックソース株式会

社代表取締役社長池田章子氏を

迎え記念講演会を開催

致しました。

池田社長は遊佐町出身(酒田西高卒)で短

大卒業後ブルドックソ

ース株式会社に入社し

平成十二年六月に上場

企業では九人目の女性

社長に就任された。

池田社長は「こころ

を伝える物語 ソース

の話」と題し企業経営

について、清潔な企業をモット

ウに社員一人一人に整理整頓を

徹底させている、業績の悪い部

署ほど職場が汚い。サッチャー

元英国首相は「政治は言葉」と

言っていたが、経営も言葉だ

と思う的確な言葉を社員やお客に

いかに伝えられるかが重要であ

る。仕事とは常に新しいことに

チャレンジすること、誰もがち

よっと考え方を変えると可能性

がどんどん広がっ

ていく。

幸福とは心が通

い合うソース(エ

ッセンス)である。



ギフトセット抽選会



満員の参加者で熱気あふれた会場内

心伝え合う人がおり、場があ  
るということでありそういうソ  
ースをもつことが大事である等  
の文化論を方言を交えユウモア  
たっぷり熱く語られました。  
講演終了後酒田西高有焯同窓  
会会長本間和子様より花束贈呈  
その後ブルドックソースのギフ  
トセットが当たる抽選会が行わ  
れ盛会裏に終了致しました。



# 研 修 事 業 等

## 法 人 会

### 社会保険の実務

日時：七月五日  
場所：酒田市総合文化センター  
講師：鶴岡社会保険事務所担当官



熱心に聴講する受講者

### 会社法制現代化と

### 中小企業の実務対応講座

日時：八月十八日  
場所：アトラム酒田  
講師：菅原貴与志（慶應義塾大学法科大学院教授）



解りやすく説明する講師

## 女 性 部 会

### 租税教室

日時：十二月一日  
場所：ベルナール酒田  
講師：酒田税務署担当官



講演をする担当官



メモを取る女性部会会員

## 青 年 部 会

### 会員親睦企画

### 「会員企業訪問と利き酒大会」

日時：十月十三日  
訪問先：㈱石井製作所、東北銘醸㈱



東北銘醸㈱ 蔵探訪館にて

## 役員合同会議開催

### 会員増強運動にご協力を

— 平成十七年度組織強化  
加入率七十五%に向けて! —

平成十七年度の会員増強に向け、酒田税務署、東北税理士会酒田支部役員にご臨席を賜り、理事・監事・各委員会・地区長・地区役員・支部長の役員合同会議を十月十八日酒田東急プラザビル「ル・ポットフー」で開催いたしました。

全国的に会員数が減少している厳しい環境の中、当社酒田法人会は東北六県で第三位、県内第一位の加入率を守るため十二月末の目標を加入率七十五%、新規加入を八十七社に設定し、各地区、各支部ごとそれぞれ設定された目標達成に向けて十二月末までの期間、会員増強勸奨に努力することにきまつた。



国税庁では、皆様が必要としている情報をホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に公開しています。是非、ご活用ください。

**訪問者別索引**

- 個人の方へ
- 法人の方へ

**通達等目次**

- 法令解釈通達
  - 法令解釈通達索引表
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 事前照会に対する文書回答等
- 国税庁告示
- 質疑応答事例

**質疑応答事例**

この質疑応答事例は、国税当局において納税者の皆様からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の方々の参考となるものを掲載しています。「キーワード検索」とカテゴリ（「項目別の検索」）の2つの検索メニューを用意しています。

課税種別(事由)	法令名(索引)	通達名(索引)	課税	関連法
個人課税関係(源泉含む)	所得税法	源泉所得控除及び個人課税関係の課税の特例について	個人課税	昭和41年

検索式:  検索

- 所得税
- 相続税・贈与税
- 法人税
- 酒税関係
- 源泉所得税
- 財産の評価
- 消費税
- 譲渡所得
- 印紙税

国税庁のホームページに関するご意見ご要望がありましたら、お寄せください。

国税庁